

# 誓 約 書

(宛先) 小諸市長

給水工事の申請にあたり、次のことを誓約します。

1. 給水条例を順守します。
2. メーター（量水器）は、許容流量内で使用します。維持管理ができるようメーターボックス付近には工作物・植木等を設け、地盤高の変更等はしません。もし、維持管理・メーター交換時に支障があった場合は、私が責任を持って撤去（修復）します。 （給水条例第22条関係）
3. 私有地における給水装置の維持管理について、水が汚染・漏水しないように責任を持って管理します。また、漏水を発見した場合は速やかに修理します。 （給水条例第25条関係）
4. 私が工事した給水装置のうち、公道への埋設物、メーター、メーターボックス内止水栓の所有権は小諸市にある事を承諾します。 （給水条例第14条関係）
5. 止水閉栓工事の場合は、そのしゅん工後1年以内に開栓します。また、開栓するまでは、責任を持って維持管理します。
6. 水道料金を納期限内に納付しない場合、小諸市水道事業給水条例に違反した場合は給水を停止されても異議ありません。 （給水条例第44条関係）

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟